

1 学校規模の適正化に関する基本的な考え方

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科書等の知識や技能を習得するだけでなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて社会性や規範意識を身につけていくことも重要で、そうした教育を行うためには、一定の規模の集団が確保されていることが必要となってきます。しかし、全国的に人口減少や少子高齢化が進展する中、本市におきましても、児童生徒数は減少の一途を辿っており、小・中学校の小規模化が進行している状況にあります。

本市におきまして、旧海南地域では、平成16年に海南市立中学校将来構想懇話会、旧下津町地域では、平成18年に下津町学校適正配置審議会での議論に基づき取組を進めてきました。しかしながら、平成27年1月に文部科学省により「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が策定されたことや小学校の学級編成の標準が約40年ぶりに見直されたことなど、学校の適正規模や適正配置を取り巻く環境が大きく変化している現状です。

このような状況を踏まえ、海南市教育委員会は、海南市における小・中学校の適正規模等に関する方向性を改めて定める必要があると考え、令和3年9月に設置された「海南市立小中学校適正規模等審議会」（以下、「審議会」という。）に、本市の小・中学校における適正な学校規模の基本的な考え方や適正配置を図るための具体的方策について諮問を行い、令和4年3月に答申を受けました。この審議会からの答申を踏まえ、次代を担う子供たちの「生きる力」を育む上で必要な教育環境の整備や教育内容の充実を図るため、令和4年7月に「海南市学校規模適正化基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定しました。

本市では、学校が持つ地域コミュニティの核としての性格やその他多様な機能に留意しつつも、基本方針で示した、次の適正な学校規模を確保することで、児童生徒の教育条件の改善と、学校教育の目的をより良く実現するため、保護者や地域の方々の理解と協力を得ながら適正配置を進めていくこととしています。

(1) 適正な学校規模（特別支援学級を除く学級数）

「学校教育法施行規則」では、小・中学校ともに「12～18 学級」を学校規模の標準と定められていますが、この標準は「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」とされています。

本市では、適正な学校規模を以下のとおり定め、適正配置に取り組む際にはこの規模を目指すものとします。

校種	適正規模	基本的な考え方
中学校	6 学級以上 (1 学年 2 学級以上)	中学校でより幅広く多様な人間関係の中で様々な学びや自己変革の機会を得ることができる環境としてクラス替えができる規模が望ましい。 免許外指導の解消など教員配置の観点においては、より大きな規模が望ましい。

(2) 適正配置に取り組む学校の範囲

学校規模を満たさない場合、「ア 適正配置の検討を行う学校」と「イ 適正配置を積極的に推進する学校」に区分し、適正配置に向けて取り組むこととします。

ア 適正配置の検討を行う学校

適正規模を下回る、または見込まれる場合には、保護者や学校・地域の関係者と検討・協議する体制を整備し、適正配置の検討を行います。

なお、適正配置を実現するためには一定の期間を要するため、適正規模を下回るかどうかは6 年後に入学する児童生徒数の見込み*に基づいて判断します。

* 中学校入学者数は小学校入学者数から推計

イ 適正配置を積極的に推進する学校

中学校においては、小学校、中学校を通じて人間関係が9年間固定化されてしまうと幅広く多様な人間関係を得ることが難しくなります。よって、1つの小学校区で構成される学校(以下、「1小1中」という。)で、1学級のみの学年が生じている、または見込まれる場合には、適正配置を積極的に推進します。

2 生徒・学級数の現状と今後の見通し

下津第一中学校、下津第二中学校における生徒数・学級数の推移

学校	年度	R5		R6		R7		R8		R9		R10		R11	
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
下津第一中学校	計	58	3	57	3	52	3	46	3	45	3	48	3	49	3
	3年	18	1	18	1	22	1	17	1	13	1	16	1	16	1
	2年	18	1	22	1	17	1	13	1	16	1	16	1	16	1
	1年	22	1	17	1	13	1	16	1	16	1	16	1	17	1
下津第二中学校	計	113	5	104	4	102	3	109	4	106	4	118	5	111	4
	3年	44	2	37	2	32	1	35	1	35	1	39	2	32	1
	2年	37	2	32	1	35	1	35	1	39	2	32	1	47	2
	1年	32	1	35	1	35	1	39	2	32	1	47	2	32	1
2中学校計	計	171	6	161	6	154	6	155	6	151	6	166	6	160	6
	3年	62	2	55	2	54	2	52	2	48	2	55	2	48	2
	2年	55	2	54	2	52	2	48	2	55	2	48	2	63	2
	1年	54	2	52	2	48	2	55	2	48	2	63	2	49	2

学校	年度	R12		R13		R14		R15		R16		R17	
		人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数	人数	学級数
下津第一中学校	計	46	3	46	3	38	3	39	3	36	3	37	3
	3年	16	1	17	1	13	1	16	1	9	1	14	1
	2年	17	1	13	1	16	1	9	1	14	1	13	1
	1年	13	1	16	1	9	1	14	1	13	1	10	1
下津第二中学校	計	109	4	90	3	84	3	76	3	64	3	61	3
	3年	47	2	32	1	30	1	28	1	26	1	22	1
	2年	32	1	30	1	28	1	26	1	22	1	16	1
	1年	30	1	28	1	26	1	22	1	16	1	23	1
2中学校計	計	155	6	136	6	122	5	115	5	100	4	98	4
	3年	63	2	49	2	43	2	44	2	35	1	36	2
	2年	49	2	43	2	44	2	35	1	36	2	29	1
	1年	43	2	44	2	35	1	36	2	29	1	33	1

【現状】

下津第一中学校

令和 8 年度に全校生徒が 50 人を下回り、令和 14 年度頃には、40 人を下回る見込みです。学級数については、今後も各学年 1 学級となる見込みであり、下津第一中学校に進学する唯一の小学校である下津小学校も各学年 1 学級であることから、小学校時代も含めると、9 年間同じメンバーで学級が構成されることとなります。

下津第二中学校

令和 13 年度に全校生徒が 100 人を下回り、その後急激に生徒数が減少する見込みです。学級数については、令和 13 年度から各学年 1 学級となる見込みです。

3 学校規模適正化の取組方針

学校規模が大きくなることでのメリット・デメリット

	適正規模校のメリット	適正規模校のデメリット
学習面	● <u>集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</u>	●全教職員による各生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	● <u>体育祭などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。</u>	●学校行事や部活動等において、生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。
	●生徒数、教職員数がある程度多いため、 <u>グループ学習や習熟度別学習など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</u>	
	● <u>様々な種類の部活動の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。</u>	
生活面	●生徒数が多くなると、 <u>豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</u>	●学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。
	● <u>切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</u>	●全教職員による各生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。
	● <u>学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。</u>	

学校運営面	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員数がある程度多いため、<u>経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いやすい。</u> ●学年別や教科別の教職員同士で、<u>学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</u> ●校務分掌を組織的に行いやすい。 ●出張、研修等に参加しやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員相互の連絡調整が回りづらい。 ●特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●PTA活動等において、<u>役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者や地域との連携が難しくなりやすい。

(文部科学省 中央審議会の初等中等教育分科会で配布された資料を基に作成)

下津第一中学校・下津第二中学校における現状の課題と統合による効果

課題	統合による効果
<ul style="list-style-type: none"> ・下津第一中学校においては、令和8年度以降、入学人数は20人を下回る状況であり、クラス替えもできないことから、小学校も含めて9年間、少人数での人間関係が固定化されてしまう。下津第二中学校においても、令和5年度以降、1学級の学年が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一定の人数規模となり、クラス替えもできるようになることで、人間関係の刷新が可能となる。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・少人数状態であることから、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することが難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>一定の人数規模となることから、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・部活動について、限られた中から選択せざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>選択できる部活動の種類が増える。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動が小規模にならざるを得ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の人数規模となることで、運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。
<ul style="list-style-type: none"> ・学校行事でバスを借り上げる際になどに、少人数であることから一人当たりの費用負担が高額になってしまう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人数が増えることで、費用負担が軽減される。

【学校規模適正化の取組方針】

「海南省学校規模適正化基本方針」に基づき、下津第一中学校と下津第二中学校の統合に取り組みます。

4 統合校舎の位置

(1) 通学距離について

【現状】

下津第一中学校は、約 3.0km 以内の通学範囲となっております。

一方、下津第二中学校は、旧仁義小学校から 6.2km、旧加茂第二小学校から 4.6km となっており、実際はもう少し遠くから通学する生徒がいます。

【課題】

仁義地区や加茂地区の生徒にとって、現状より長距離とするのは負担が大きくなります。

【方針】

下津第一中学校校区からの通学において、現状より長距離となるのは避けられません。そうした中で、下記のとおり加茂郷駅は、各地区からの中間的な距離となっているので、校舎の位置については、加茂郷駅周辺とします。

加茂郷駅、下津第一中学校から各施設までの概算距離

各施設		所在地	概算距離
加茂郷駅 下津町黒田 45-2	西児童館	下津 2095-1	3.7km
	鯉川公民館	鯉川 216	4.0km
	小原児童館	小原 278-3	3.3km
	小畑公民館	小畑 391	4.2km
	下津第一中学校	下津 500-2	2.6km
	旧加茂第二小学校	市坪 240	5.2km
	旧仁義小学校	引尾 756-1	6.8km
下津第一中学校	～ 下津第二中学校	下 287-2	3.2km

(2) 学校敷地の候補地について

【加茂郷駅周辺の候補地の現状と課題】

候補地として、新たに購入する学校敷地、下津第二中学校敷地、海南下津高等学校敷地が考えられますが、下記のとおり各学校については、いずれの校舎も昭和30年から昭和50年代に建てられた校舎が多く、老朽化が進んでいると共に、現状の社会的環境に適していないため、建て替えや長寿命化改修を検討する時期となっています。また、海南下津高等学校については、耐震性のない校舎及び県所有の校舎が建っています。

海南下津高等学校

校舎等建物	築年	面積㎡	耐震性の有無	備考
普通教室棟	S 38	736	有	県所有
屋内運動場	S 41	472	無	
普通・特別教室棟	S 42	514	無	
管理・普通教室棟	S 47	1,385	無	
生徒ホール	S 52	96	有	
倉庫	S 58	49	有	
普通・特別教室棟	S 60	1,498	有	
その他(部室、倉庫等)		168		
計		4,918		

敷地面積：9,308㎡（内訳 建物敷地4,264㎡、運動場用地4,988㎡、その他56㎡）

下津第二中学校

校舎等建物	築年	面積㎡	耐震性の有無
普通教室棟	S 31	670	有
管理・普通教室棟	S 37	1,908	有
特別教室棟	S 41	440	有
特別教室棟	S 50	717	有
屋内運動場	S 50	997	有
特別教室棟	S 57	497	有
その他(部室、倉庫等)		178	
計		5,407	

敷地面積：13,735㎡（内訳 建物敷地5,968㎡、運動場用地7,767㎡）

加茂郷駅周辺における校舎敷地の候補地の検討経過

	校舎位置	課題等	浸水区域
A案	海南下津高校敷地に新築する。	<ul style="list-style-type: none"> 敷地が少し狭く、一部用地取得が必要。 校舎、体育館等の配置の検討が必要。 仮設校舎は不要。 スムーズな校舎移転(引越し)が可能。 	南海トラフ巨大地震の浸水区域外
B案	下津第二中学校敷地 現在の校舎を長寿命化改修する。	<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎の建設が必要。 工事中グラウンドが使えない。 校舎の残存年数が短い。 文化財の発掘調査が必要。 下津第二中学校のイメージが残る。 	
C案	下津第二中学校敷地 現校舎を撤去し、新たに改築する。	<ul style="list-style-type: none"> 仮設校舎の建設が必要。 工事中グラウンドが使えない。 仮設校舎の利用期間が長くなる。 文化財の発掘調査が必要。 	
D案	下津第二中学校敷地を利用 グラウンドに新校舎を新築する。	<ul style="list-style-type: none"> 工事中グラウンドが使えない。 グラウンドの形状が課題。 線路付近になるので、学習環境が課題。 文化財の発掘調査が必要。 	
E案	新たな学校敷地を購入する。	<ul style="list-style-type: none"> 加茂郷駅周辺に学校敷地を確保できる適当な候補地が見当たらない。 造成費が必要となると共に校舎移転まで時間がかかる。 	

【A案】

令和6年3月に閉校が予定される、海南下津高校敷地を利用して新築することが考えられます。下津第一中学校でも下津第二中学校でもない場所で、新しい校舎での開校は、新しい学校がスタートする象徴になります。工事期間中の仮設校舎の建設が不要であることから、その分整備費用を抑えるメリットもあります。ただし、敷地が少し狭く、中学校での体育や部活動を十分に行うためのグラウンドを整備するためには、一部用地取得が必要となります。

【B案、C案、D案】

下津第二中学校の敷地の利用を検討した場合、次の3案が考えられます。

まずB案、下津第二中学校の現校舎を長寿命化改修する場合、整備費用を抑えるメリットがありますが、現校舎の築年数が古いことから、長寿命化改修したとしても建物の残存年数は短くなります。また、グラウンドへの仮設校舎の建設が必要となり、その間グラウンドが使用できません。下津第二中学校の敷地を利用する場合全般に言えることですが、文化財の発掘調査が必要なことから、工事期間が大幅に伸びてしまいます。

続いてC案、下津第二中学校の現校舎を撤去し、新たに改築する場合、新校舎での学習環境は電車の騒音の影響を受けませんが、B案と同様に、グラウンドへの仮設校舎の建設が必要となり、その間グラウンドが使用できません。また、仮設校舎を利用する期間も長くなってしまいます。

D案、下津第二中学校のグラウンドに新校舎を新築する場合、工事中グラウンドが使用できないうえ、新校舎の位置が線路に近くなることで、電車の騒音により学習環境が悪化してしまいます。

以上のように、下津第二中学校の敷地を利用する場合には、課題が多いのが現状です。

【E案】

既存施設の敷地を利用するのではなく、全く新しい場所に、学校敷地を購入することが考えられます。新しい場所、新しい校舎での開校は、新しい学校がスタートする象徴になります。しかし、現実問題として、加茂郷駅周辺に学校敷地を確保できる適当な候補地は見当たらず、仮に見つかったとしても土地の造成費が必要となり、新しい校舎を利用できるまでに時間もかかってしまいます。

各整備案別概算費用の比較

(単位：千円)

	A案	B案	C案	D案	E案
校舎除却費(高校分)	172,000				
校舎除却費(中学校分)			137,000	137,000	
改築・新築工事費	2,460,000		2,341,000	2,341,000	2,460,000
長寿命化改修工事費		1,730,000			
仮設工事費		473,000	473,000		
発掘調査費		12,000	24,000	12,000	
土地造成費					250,000
用地取得費	37,000				250,000
計	2,669,000	2,215,000	2,975,000	2,490,000	2,960,000

(財源内訳)

国庫補助金 1/2		397,072			
起債	2,669,000	1,817,900	2,975,000	2,490,000	2,960,000
一般財源	0	28	0	0	0

○除却費単価：35,000円/㎡で試算。

○改築新築工事費の単価費：業者意見参考 150万円/坪≒455,000円/㎡で試算。なお、C案D案は、残した体育館及び特別教室棟を長寿命化改修とするため、建設費の単価は、新改築の単価*0.95の433,000円/㎡で試算

○長寿命化の単価：改築新築単価*0.7=320,000円/㎡で試算。

○仮設校舎費：業者意見参考（軽量鉄骨造）坪35万円≒105,000円/㎡で試算。○発掘調査費：目安として10,000円/㎡で試算。

○校舎除却費 A案対象面積：4,918㎡ B案C案対象面積：3,913㎡で積算（昭57年建設の特別教室棟497㎡と体育館997㎡を残す）。

○改築・新築工事費 A案E案対象面積：5,407㎡（校舎4,410㎡と体育館997㎡）、C案D案対象面積：5,407㎡で試算。

○長寿命化改修工事費 B案対象面積：5,407㎡。○仮設校舎費 B案C案対象面積：4,509㎡（4階建て校舎の想定時の床面積）で試算。

○発掘調査費（下津二中は全域が遺跡となっている。） B案D案対象面積：1,127㎡（4階建て校舎を想定した時の1階床面積）、C案対象面積：2,322㎡（B案D案の2倍）で試算

○A案用地取得費：1,511㎡*12,000円/㎡、1,361㎡*14,000円/㎡。

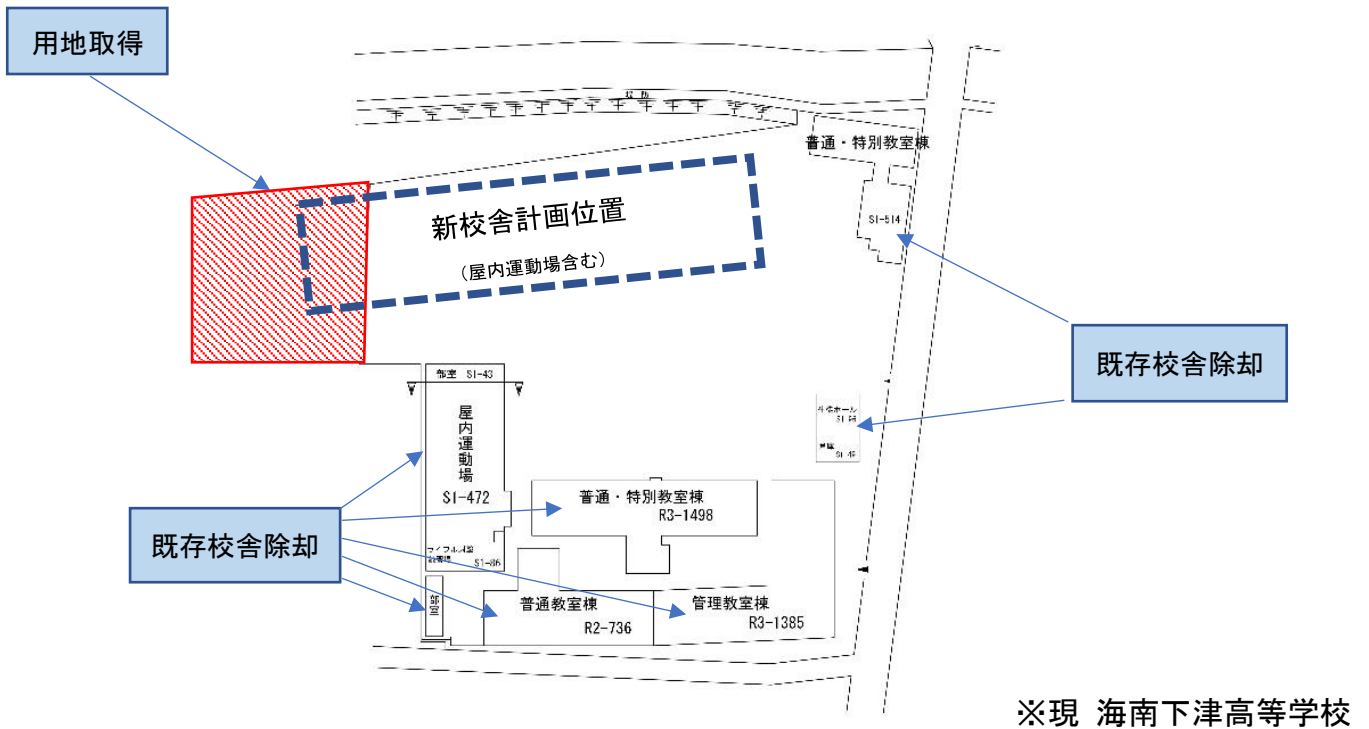
○E案 敷地面積10,000㎡。造成費：25,000円（東出張所造成費を参考18,000円*1.4）、用地取得費（立木補償含む）：25,000円/㎡

○国庫補助金1/2 改修単価(校舎)152,800円/㎡、(屋体)132,000円/㎡ ○起債(過疎債) 充当率100% 交付税算入70% ※予定

【校舎敷地の整備方針】

上記の事項について検討した結果、通学距離(時間)、建設費用、建物の残存期間、グラウンド形状などを総合的に勘案し、学校敷地の一部拡張を条件として、海南下津高等学校敷地(海南市下津町丸田87-1)に新校舎を建設することとします。

5 新校舎のイメージ図



6 統合までのスケジュール

R5												R6												R7												R8											
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
												海南下津高校閉校																																			
用地測量、取得																																															
除却設計																																															
新校舎設計																																															
地質調査																																															
近隣家屋調査																																															
												除却工事																																			
																								擁壁・かさ上げ工事																							
																																				新校舎建設工事											
																																				令和9年4月1日 新校舎で中学校統合 →											

7 下津第一中学校区、下津第二中学校区における意見集約会での主な意見

	主な意見
下津第一中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合の話は昔からあったが、いつ行われるのかやきもきしていた。 ・ 生徒数の推移について、出生者数から想定しているのであれば、現在の少人数状態はわかっていたはずである。もっと早く統合の話を進めるべきではなかったか。 ・ 通学路がどういう形になるのか非常に気になる。裏道を通る場合、街灯が無く非常に暗い。 ・ 小学校と中学校との距離が離れてしまうが、小中連携を継続して欲しい。 ・ 統合に先立って、部活動を合同で行えるようにして欲しい。 ・ 統合に先立って、体育祭などの行事を合同で行ってはどうか。
下津第二中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新校舎の建設については、安全面を最大限考慮して欲しい。 ・ 古くなった現校舎の不備を常々感じていたので、新校舎の建設計画はありがたい。少人数化も解消されるので、前向きに進めて欲しい。 ・ 統合して、大人数状態での教育が望ましい。 ・ 統合して新しい学校になるというだけでなく、何か特色が欲しい。 ・ 通学路について、安全性を確保して欲しい。 ・ 下津第二中学校の敷地は文化財が埋まっているので、発掘調査が必要となり、昔、工事があつた際、非常に時間がかかった。 ・ 送迎やイベント時のために、保護者用の駐車場が必要ではないか。 ・ 下津第二中学校の跡地につき、グラウンドや体育館を是非残して欲しい。 ・ 下津第一中学校の生徒数は少ないので、早く統合してあげて欲しい。 ・ 統合を進める理由や課題は旧下津町時代から出ていたものである。なぜ、こんなに時間がかかったのか。早急に話を進め、幼稚園も含めると10年間を超える人間関係の固定化を解消してあげて欲しい。 ・ 災害のことも考慮した新校舎を建てて欲しい。 ・ 統合を検討する会では、何よりもまず、どのような特色のある学校をつくるのかという点を議論するべきである。 ・ 学校統合推進検討委員会のメンバーは、全世代的なものにするべきである。 ・ 将来的な見通しをもって、計画を立てて欲しい。

8 学校統合推進検討会の設置

学校の統合にあたり新しい学校を円滑に開校するために、学校統合推進検討会を設置します。

学校統合推進検討会では、統合に係る諸課題の細部について、調査、検討し、十分な理解と協力を得ながら進めていくこととします。

学校統合推進検討会は、①保護者を代表する者、②学校の職員を代表する者、③校区内の自治会を代表する者、④その他教育委員会が適当と認める者で構成します。

学校統合推進検討会は、統合準備に関する調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとします。また、検討内容の周知を図ると共に、市民意見の集約に努めます。

【学校統合推進検討会の検討事項】

- ・ 目指す学校像
- ・ 学校名称、校歌、校章等に関する事
- ・ 式典行事の計画等に関する事。(開校式)
- ・ 生徒、教職員等交流事業、学校行事に関する事
- ・ 移転計画に関する事(学校の歴史等の継承、備品確認等)
- ・ P T A組織編制(規約・役員を選出等)に関する事
- ・ 通学路の安全対策に関する事
- ・ 校舎等の施設整備に関する事
- ・ 校則、制服、体操服等に関する事
- ・ その他

下津第一中学校・下津第二中学校統合推進検討会 組織図

